

経済対策における困窮した学生向けの緊急給付金について

○ 11月10日（水） 岸田内閣総理大臣 記者会見より

- ・ 子育て世帯に対しては、年収960万円を超える世帯を除き、18歳以下1人当たり10万円相当の支援。
- ・ 非正規など経済的に困窮する世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付。
- ・ **コロナ禍で厳しい経済状況にある学生に対しても、修学を継続するための10万円の緊急給付金を支給。**

○ 12日（金） 末松文部科学大臣 閣議後記者会見より

- ・ **新型コロナウイルスの感染症の影響によって、今なお、かなり苦しい修学をされている方もいるため、早急に支援をする必要があると認識。**
- ・ **昨年度実施した「学生支援緊急給付金」を参考に、早急に検討して、スピード感を持って対応したい。**

○ 総理及び文部科学大臣の発言も踏まえ、学生への給付金の実施に向けて**早急に検討し、スピード感をもって支給できるよう努めてまいります。**